

# 江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業 についての説明資料

(平成30年10月1日改正対応版)

# (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

27年度～29年度 [第6期]	
要介護	訪問介護(ヘルパー) 通所介護(デイサービス) 短期入所(ショートステイ)、訪問看護など
要支援	訪問看護、福祉用具貸与等

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	○介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1、2及び事業対象者)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス (介護事業者)</li> <li>・通所型サービス</li> </ul>	
		29年度で廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熟年ふれあいセンター</li> <li>・熟年いきいきトレーニング</li> <li>・熟年スポーツトレーニング</li> <li>・熟年口腔ケアセミナー</li> </ul>
		○一般介護予防事業 (65歳以上及びその支援活動に関わる方)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・熟年介護サポーター</li> <li>・その他</li> </ul>	
○介護予防ケアマネジメント			
包括的支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・熟年相談室運営事業</li> <li>・認知症総合支援事業</li> </ul>	
任意事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者交流会など</li> </ul>	

30年度～ [第7期]	
要介護	訪問介護(ヘルパー) 通所介護(デイサービス) 短期入所(ショートステイ)、訪問看護など
要支援	訪問看護、福祉用具貸与等

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	○介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1、2及び事業対象者)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様なサービス(訪問型、通所型)</li> <li>区指定サービス事業者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業者</li> <li>・NPO法人</li> <li>・ボランティア団体等</li> </ul> </li> </ul>	
		○一般介護予防事業 (65歳以上及びその支援活動に関わる方)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のボランティア(なごみの家など)</li> <li>・その他</li> </ul>	
		○介護予防ケアマネジメント	
包括的支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・熟年相談室運営事業</li> <li>・認知症総合支援事業</li> </ul>	
任意事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者交流会など</li> </ul>	

## (2) 平成30年度以降における江戸川区が実施するサービス事業

### 【江戸川区の総合事業の特徴】

- ・ 区独自基準による緩和型サービスの導入を開始。
- ・ 区独自研修等による総合事業の担い手を創出する。

＜人員基準・設備基準等＞…P 3、4

サービスを提供する法人等の提案により、ふさわしい基準等を<sup>あいたい</sup>相対で区が決定する。

＜サービス事業費の単価＞…P 6、7

国が定める月額単価（報酬改定がある場合は、改定後の単価）を上限として、サービスを提供する法人等の提案により、ふさわしい単価を<sup>あいたい</sup>相対で区が決定する。

但し、本体報酬の算定構造は基本的に月額定額払いをなくし、回数払いとする。

＜利用者負担割合＞

所得により1、2、3割負担（平成30年8月施行）とする。

		国基準	国基準と同等	緩和型				
訪問型サービスの基準	人員	<p>①管理者：常勤・専従1人以上※ ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>②訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ☆生活援助従事者研修の修了者</p> <p>③サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。 ●資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者（※） ※介護職員初任者研修修了者に関しては、廃止が検討されており、今後変更となる可能性あり。 ※以下の点について、国の地域支援事業実施要綱が改正され平成30年10月1日から施行となる。同要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について等を参考のこと。 ☆生活援助中心型研修の修了者が従事可能となる ☆サービス提供責任者の任用要件の見直し ☆利用者の口腔・服薬状況等の情報共有</p>	同左	<p>相対にて決定していく 最低基準</p> <p>①管理者：専従1人以上 <b>（非常勤可）</b> ※管理者は、支障がない場合に限り他の職務に従事可能 <b>同一敷地内ではない他事業所等の職務にも兼務可能</b></p>				
	設備	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>②必要な設備・備品</p>	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th>身体介護中心</th> <th>生活援助中心</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p> <p>③サービス提供責任者： 従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <b>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</b> <b>（※2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算は適用する。）</b></p> </td> <td> <p>②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者他、<b>区主催の研修（P.5）または同等の研修（例：OJT研修等）を受講した者（雇用者、有償ボランティア等は問わず）</b> ☆生活援助従事者研修の修了者</p> <p>③サービス提供責任者： 従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <b>上記従事者と同じ</b></p> </td> </tr> </tbody> </table>	身体介護中心	生活援助中心	<p>②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p> <p>③サービス提供責任者： 従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <b>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</b> <b>（※2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算は適用する。）</b></p>	<p>②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者他、<b>区主催の研修（P.5）または同等の研修（例：OJT研修等）を受講した者（雇用者、有償ボランティア等は問わず）</b> ☆生活援助従事者研修の修了者</p> <p>③サービス提供責任者： 従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <b>上記従事者と同じ</b></p>
	身体介護中心	生活援助中心						
<p>②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p> <p>③サービス提供責任者： 従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <b>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</b> <b>（※2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算は適用する。）</b></p>	<p>②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者他、<b>区主催の研修（P.5）または同等の研修（例：OJT研修等）を受講した者（雇用者、有償ボランティア等は問わず）</b> ☆生活援助従事者研修の修了者</p> <p>③サービス提供責任者： 従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <b>上記従事者と同じ</b></p>							
運営	<p>①個別サービス計画の作成</p> <p>②運営規程等の説明・同意</p> <p>③提供拒否の禁止</p> <p>④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>⑤秘密保持等</p> <p>⑥事故発生時の対応</p> <p>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>	同左	<p>同左</p> <p>※ <b>②運営規程による説明・同意の代わりに、契約書・重要事項説明書による説明・同意でも可とする。</b></p>					

初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算については、緩和型に限り適用する。

		国基準	国基準と同等	緩和型 <u>(国基準サービス(要介護)と一体的に提供する場合、現行相当基準のみとなる。)</u>
通所型サービスの基準	人員	①管理者：常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②生活相談員等：専従1人以上 ③看護職員：専従1人以上 ④介護職員：～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ⑤機能訓練指導員：1人以上 ※以下の点について、国の地域支援事業実施要綱が改正され平成30年10月1日から施行となる。同要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について等を参考のこと。 ☆機能訓練指導員の対象資格の追加	同左	相対にて決定していく 最低基準 ①管理者：専従1人以上 <u>(非常勤可)</u> ※管理者は、支障がない場合に限り他の職務に従事可能。 <u>(同一敷地内ではない他事業所等の職務にも従事可能)</u> ②従事者：必要な人数 <u>区主催の研修(P.5)または同等の研修(例：OJT研修)を受講した者(雇用者、有償ボランティア等は問わず)</u>
	設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 ☆併設事業所との事務室等スペースの共用の在り方を明確化	同左	<u>サービスを安全かつ継続的に提供するために必要な場所及び設備・備品</u>
	運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④衛生管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等	同左	同左 ※ <u>②運営規程による説明・同意の代わりに、契約書・重要事項説明書による説明・同意でも可とする。</u>

## 従事者の要件である江戸川区主催の研修または同等の研修とは

- 1 緩和型サービスにおける従事者の要件にある、江戸川区主催の研修は下記のとおり実施する
- 2 同等の研修（例：OJT研修など）を開催する場合には、講義内容や時間数等について、同等以上のものを実施する

日程	講義内容	講義時間
1日目	<ul style="list-style-type: none"><li>・江戸川区の総合事業の考え方について</li><li>・コミュニケーションマナー</li><li>・職業倫理</li><li>・個人情報保護及び守秘義務について</li></ul>	4時間
2日目	<ul style="list-style-type: none"><li>・援助(ケア)の基本 清潔の保持、緊急時の対応、認知症の理解等</li></ul>	4時間

## 総合事業（訪問型・通所型）の単価設定に関する考え方

### ＜基本的な考え方＞

◎サービス事業費の単価は、国が定める月額単価（報酬改定がある場合は、改定後の単価）を上限として、サービスを提供する法人等の提案により、ふさわしい単価を区が決定する。

#### 第7期の訪問型

	国基準と同等	緩和型	緩和型の例	
			45分程度	30分以下
1回	292単位 (1,168単位/4回)	291単位以下	230単位	180単位

#### 国基準と同等の場合※

- ①週1回程度で月の利用が4回以上になる場合、1, 168単位とする
- ②週2回程度で月の利用が8回以上になる場合、2, 335単位とする
- ③週2回超程度で月の利用が12回以上になる場合、3, 704単位とする

#### 基準緩和型の場合※

- ④週1回程度で利用の月合計単位の上限は、1, 168単位とする
- ⑤週2回程度で利用の月合計単位の上限は、2, 335単位とする
- ⑥週2回超程度で利用の月合計単位の上限は、3, 704単位とする

※①・②・④・⑤は事業対象者・要支援1・2とし、③・⑥は事業対象者・要支援2とする。

加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ、初回加算、生活機能向上連携加算など国基準と同等に準ずる	…P.8
減算	2級訪介護員のサービス提供責任者配置減算など国基準と同等に準ずる	…P.8

第7期の通所型

	国基準と同等	緩和型 (送迎あり)	緩和型 (送迎なし)	緩和型の例 (4時間未満)
1回	411単位	410単位以下	362単位以下	290単位 (送迎なし)

●送迎をしない場合は、送迎ありから48単位差し引いた単位とする。

国基準と同等の場合

- ①事業対象者・要支援1で月の利用が4回以上になる場合、1, 647単位とする
- ②事業対象者・要支援2で月の利用が8回以上になる場合、3, 377単位とする

基準緩和型の場合

- ①事業対象者・要支援1で月合計単位の上限は、1, 647単位とする
- ②事業対象者・要支援2で月合計単位の上限は、3, 377単位とする

加算	介護職員処遇改善加算 I～V、事業者評価加算、運動器機能向上加算など国基準と同等に準ずる	…P.8
減算	事業所と同一建物に居住する利用者の送迎費用の減算など国基準と同等に準ずる	…P.8



## 加算 …P 6. 7

加算については、原則、算定内容・算定要件・単価等、平成30年度以降の国基準サービス（報酬改定後）に準じる。

また、割合によって算定される加算については、所定単位数ではなく、1回当たりのサービス費に対して国基準と同等の加算区分に応じた割合の単位（報酬改定後）を取得できるものとする。算定単位は1回につきの出来高払いとする。

（例：介護職員処遇改善加算）

訪問型サービス1回当たりのサービス費291単位

介護職員処遇改善加算 I  $291 \text{ 単位} \times (137/1000) = 40 \text{ 単位}$

通所型サービス1回当たりのサービス費411単位

介護職員処遇改善加算 I  $411 \text{ 単位} \times (59/1000) = 24 \text{ 単位}$

## 減算 …P 6. 7

減算についても、原則、算定内容・算定要件・単価等、平成30年度以降の国基準サービス（報酬改定後）に準じる。なお、減算前の単位から減算分の単位を差し引き、単位を決定する。

☆加算・減算の詳細については、「地域支援事業の実施について」の一部改正について（平成30年5月10日付老発第0510第3号）等を参考のこと。